

令和3年9月3日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（改訂）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月17日付で厚生労働省の事務連絡（新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について）をご案内したところです。このたび日本医師会より改訂の連絡と、大阪府からも通知がありましたので、下記の通りご案内します。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府通知より

感染者が急増している地域における医療提供体制を確保するための緊急的な対応として、医療従事者について、濃厚接触者となった場合、事務連絡に記載の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出にあたらぬ旨が示されております。要件の一つとして、「無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。」が挙げられておりますが、本検査を実施の際は、下記にご留意くださいますようお願いいたします。

・本検査を実施の際は、原則、自費診療での検査をお願いします。

【理由】

○新型コロナウイルス感染症患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として実施した場合に保険適用となりますが、本検査は毎日実施するものであり、健康状態の確認を目的とするものであると考えられる。

○診断を目的として実施した場合であっても、診療報酬の算定には回数の制限があること。

なお、注意事項に、本検査が原則として行政検査として実施することが望ましい旨、記載されておりますが、記載の「行政検査」とは、保険適用の検査のことではございません。

また、府では本検査を行政検査として実施しておりません。

●本件に関する問い合わせ先

・大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課感染症・検査 グループ

TEL 06-4397-3204

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)